平成26年第２回定例会

長 柄 町 議 会 会 議 録

平 成 2 6 年　 ６ 月 1 3 日　 開 会
平 成 2 6 年　 ６ 月 1 3 日　 閉 会

長 柄 町 議 会

平成２６年長柄町議会第２回定例会会議録目次

○招集告示……………………………………………………………………………………… 1
○応招・不応招議員………………………………………………………………………… 2

第　１　号　（６月１３日）

○議事日程……………………………………………………………………………………… 3
○出席議員……………………………………………………………………………………… 4
○欠席議員……………………………………………………………………………………… 4
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名………………… 4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名……………………………………………… 4
○開会及び開議の宣告……………………………………………………………………… 5
○会議録署名議員の指名…………………………………………………………………… 5
○会期の決定………………………………………………………………………………… 5
○諸般の報告………………………………………………………………………………… 6
○一般質問……………………………………………………………………………………… 6
大　岩　芳　治　君……………………………………………………………………… 6
本　吉　敏　子　君………………………………………………………………………10
○報告第１号の上程、説明…………………………………………………………………20
○承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………21
○承認第２号及び承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………24
○議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………26
○議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………28
○同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………30
○請願第１号及び請願第２号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………31
○請願第３号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………34
○日程の追加…………………………………………………………………………………36
○発議案第１号及び発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………36
○発議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………38
○閉議及び閉会の宣告………………………………………………………………………40

○署名議員……………………………………………………………………………………………43

長柄町告示第１４号

平成２６年長柄町議会第２回定例会を次のとおり招集する。

平成２６年５月１２日

長柄町長　　成　嶋　尚　武

１　期　　日　　平成２６年６月１３日

２　場　　所　　長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	本 吉 敏 子 君	２番	池 座 輝 美 君
３番	山 﨑 悦 功 君	４番	星 野 一 成 君
５番	山 根 義 弘 君	６番	月 岡 清 孝 君
７番	古 坂 勇 人 君	８番	吉 原 成 君
９番	大 岩 芳 治 君	１０番	神 崎 好 功 君
１１番	篠 原 貞 夫 君	１２番	関 民之輔 君

不応招議員（なし）

平成２６年長柄町議会第２回定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成２６年６月１３日（金曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告（議長の報告）
日程第　４　一般質問
日程第　５　報告第　１号　平成２５年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第　６　承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて
（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第　７　承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて
（長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第　３号　専決処分の承認を求めることについて
（長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第　８　議案第　１号　長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　９　議案第　２号　平成２６年度長柄町一般会計補正予算（第１号）
日程第１０　同意第　１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第１１　請願第　１号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
請願第　２号　「国における平成２７（２０１５）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
日程第１２　請願第　３号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
追加日程第１　発議案第１号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
発議案第２号　国における平成２７（２０１５）年度教育予算拡充に関する意見書

追加日程第２　発議案第３号　手話言語法制定を求める意見書

出席議員（１２名）

１番	本　吉　敏　子　君	２番	池　座　輝　美　君
３番	山　﨑　悦　功　君	４番	星　野　一　成　君
５番	山　根　義　弘　君	６番	月　岡　清　孝　君
７番	古　坂　勇　人　君	８番	吉　原　　　成　君
９番	大　岩　芳　治　君	１０番	神　崎　好　功　君
１１番	篠　原　貞　夫　君	１２番	関　　　民之輔　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	成　嶋　尚　武　君	副　町　長	鈴　木　誠　一　君
総務課長	田　中　武　典　君	住民課長	蒔　田　　　功　君
事業課長	池　上　了　次　君	会計管理者	松　本　昌　久　君
総務企画班長	内　藤　文　雄　君	財政管財班長	石　井　正　信　君
税務班長	若　菜　聖　史　君	保険住民班長	川　島　　　修　君
健康福祉班長	三　上　清　志　君	産業振興班長	森　田　孝　一　君
地域整備班長	白　井　　　浩　君	教育長 兼教育課長	佐　川　和　弘　君
学校教育班長 兼給食 センター長	片　岡　正　直　君	生涯学習班長 兼公民館長	前　川　雅　英　君
農業委員会 事務局長	森　田　孝　一　君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小　林　敬　二	議会書記	石　塚　晴　佳

開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（関　民之輔君）　皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりをいただき、ご苦労さまでございます。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成26年長柄町議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（関　民之輔君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

１番　本　吉　敏　子　君

11番　篠　原　貞　夫　君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（関　民之輔君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日13日から16日までの４日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの４日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（関　民之輔君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（関　民之輔君）　日程第４、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、趣旨を整理され簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一般質問においての再質問は２回で終わるよう、ご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（関　民之輔君）　９番、大岩芳治君。

○９番（大岩芳治君）　９番、大岩でございます。

傍聴の皆さんには、早朝から大変ご苦労さまでございます。

私ごとではありますけれども、議員として最後の一般質問をさせていただきます。

町職員及び財産の管理体制について質問をいたします。

平成26年４月14日に発覚いたしました職員による公金の不正問題、並びに今後の職員及び公金の管理体制について質問をいたします。

長柄町始まって以来の職員による不祥事が４月14日に発覚をいたしました。職員の公金不正問題については、町長、管理職員はもとより、私たち議会も執行部に対してのチェック・監視体制に問題があったのではと、深く反省しなければならないと感じているところでございます。

私も、これまで執行部に対しての意見や討論、チェック、監視、提言もしてきたつもりではありましたが、結果的にチェック・監視できずに見逃してしまいました。事前に職員の悩み事や相談事に乗ってあげていれば、このような不祥事が起こらなかったのではと、私自身とても残念でなりません。町民の皆様、まことに申し訳ありません。心よりお詫びを申し上げたいと存じます。

また、二度とこのような不祥事が起こらないよう、執行部に対して職員の倫理研修やチェック・監視機能を強化するよう提言してまいります。私は、職員の悩み事や相談事などにも積極的に乗ってあげたいと考えております。

そこで質問いたしますが、どうして１年半近くも誰もこのような不祥事に気がつかなかったのか。また、町の財産管理及び職員の指導・監視体制に不備がなかったのか。これまでこのような事件や事故がなかったのか。また、その後は再調査をきちんとしたのか。不祥事後、財産の管理体制につきまして、きちんと指導強化してきたのか。以上の点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（関　民之輔君）　答弁願います。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。

それでは、大岩議員に答弁をいたします。

このたび、本町元職員が公金を私的流用するという不祥事を起こしたことは、まことに遺憾であり、町の責任者として町民の皆様方の信頼を著しく損ねましたことに、心からお詫びを申し上げます。

不祥事を起こした元職員は４月14日付で懲戒免職処分とし、管理・監督責任としての職責に応じ、上司３名の減給処分を行いました。また、この後でご審議いただくところでござい

ますが、町の特別職についても管理・監督責任として、私と副町長、教育長の給料を減額いたします。

今回の不祥事に対し、町民の皆様方に深くお詫びを申し上げると同時に、町民の皆様方からの信頼回復に向け、最大限の努力をしてまいります。

大岩議員のご質問ですが、発覚が遅れたことにつきましては、この預金が長柄中部地区実行委員会よりお預かりしていたもので、預金額にほぼ変動がないため、平成24年に開催された実行委員会の役員会から以降の点検を怠っていたために、今回の職員の人事異動に伴う事務引き継ぎまで発覚することが遅れてしまいました。この管理体制の不備については、事件の大きな要因であることと言わざるを得ません。

管理体制の強化についてですが、公金管理適正化マニュアルを作成し、公金はもとより、各種団体の会計について全庁的な調査を実施し、綱紀粛正を図ったところでございます。

今後、マニュアルの徹底に加え、コンプライアンスや危機管理の徹底が図られた組織への再構築をするため、公務員倫理研修を初めとした各種研修を強化していくことで、町民の皆様方からの信頼回復に向け、全力で取り組んでまいる所存でございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（関　民之輔君）　９番、大岩君。

○９番（大岩芳治君）　ただいま町長から答弁がございました。綱紀粛正、倫理研修。

仄聞によりますと、その後、不祥事かどうかはわかりませんが、不祥事があって、もう一人依願退職をした職員がいたように聞いております。あくまでも仄聞でありますが。これはあくまでも世間のうわさ話でしょうか。町長、副町長、総務課長は、職員のこのような不祥事があったのかなかったのか。内容を把握していれば、答弁を願いたいと思います。

○議長（関　民之輔君）　答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君）　お答えする前に、まず組織の管理職といたしまして、ここにおります管理職一同、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

ただいまの大岩議員のご質問の中で、もう一人の職員というお話がございましたが、これにつきましては全庁的な調査の結果、その公金に対しまして流用、横領、そういったことではございませんが、会計の処理がおろそかになっていたという事実がございましたので、その職員につきましては戒告処分を行いました。これにつきましては国の指針、そういうもの

に基づきまして懲戒処分を行ったところでございます。

この結果といたしまして、自主的な意思によりまして、その職員につきましては辞表を提出されたということから、辞職したというような事実はございます。

この件に関しましては以上でございます。

〔「町長と副町長も、その内容は知っていたかどうか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（田中武典君）　この件に関しましては、あくまでも調査の結果、町の懲戒審査委員会を経て処分をしてございますので、この辺につきましては、町の執行部全員がそれに携わっているということでございます。

○議長（関　民之輔君）　９番、大岩君。

○９番（大岩芳治君）　今まで総務課長が随時答弁してきたんですけれども、二度とこのような不祥事が起こらないようにきちんと精査すれば、たまたま大きな事件ではなかったかもしれませんけれども、会計処理が不適切であったというようなことも含めて、もう一度改めて精査をしていただきたい。と同時に、今後、財産の管理、そして職員の倫理・道徳を研さんされますように、そして職員研修会等を開催されますように強く要望するとともに、長柄町、そして町民の信頼回復に努めていただきたいなというふうに考えます。

対外的にも、行政はもちろん町民の信頼回復でありますけれども、対外的には長柄町、そして町民もそのような形で町外から見られております。そのためにも、しっかりとした信頼回復に努めていきたいと思います。

最後に総務課長の決意を伺いまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（関　民之輔君）　田中総務課長。

○総務課長（田中武典君）　今、大岩議員のほうから決意ということでございますが、私のほうからやはり今後の対応ということでお答えさせていただきたいと存じます。

まず、管理体制の強化についてでございますが、これにつきましては４月14日の懲戒処分後、全職員に事実を周知し、訓示をいたしました。綱紀粛正を直ちに図ったところでございます。

また、それから速やかにこれと同時に、各課等において保有・管理する公金、通帳等の実態を全て調査いたしました。これをもとに公金管理の適正化マニュアルを作成し、全職員に周知徹底し、これに基づく通帳等の保管は全て一括金庫による管理といたし、使用印鑑の管理・使用については担当課長扱いとし、その収支については決済管理を徹底するということを実行いたしました。

また、課長、班長、管理職おりますが、この管理職によります相互チェックにつきましても今後行っていくということにしております。

それから、職員の倫理研修等についてでございますが、このような不祥事を防止するためには、再度、公務員の本分を自覚する必要があると考えます。そのため、地方公務員法第30条、全体の奉仕者たる心得、第33条、みずからの行動が公務の信用に影響を及ぼすこと、信用失墜行為の禁止、第35条、町がなすべき仕事の職責を全うすべく専念しなければならないこと、職務専念義務。さらには、職員は全ての職員が長柄町職員の服務の宣誓に関する条例に基づき、役場に採用された際に町に対しまして宣誓を行ってございます。この宣誓を行ったときの原点、初心に立ち返り、再度職員個々が自覚することが大切なことだというふうに考えております。こういった点を踏まえ、倫理観の基礎研修を実施し、職員の意識醸成に強く取り組んでまいりたいと存じます。

それから職員の相談体制、そういうものに関しましても、昨今プライバシーの尊重により、個々に余り立ち入らないというようなことが社会風潮でございますが、職場組織は人と人との信頼・協力によって成り立っていることを忘れてはならないと存じます。職員相互のきずなが大切と考えます。特に私ども管理職は、多様化した今日の行政ニーズの厳しさの中で、働きやすい職場環境づくりに常に注意を払わなければならないと考えます。そのためには、部下の勤務時間内外においても、ある程度においては仕事への影響を踏まえた生活の状況の見守り、それから職員の悩み事への関与、こういうものもとても必要なことであると存じます。

このような管理職の役目につきましても、今後管理職研修、そういったものを実施し、組織体制の強化に今後努めていくことによりまして、このような不祥事が二度と起きないように徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関　民之輔君）　よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　以上で大岩芳治君の質問を終わります。

◇　本　吉　敏　子　君

〇議長（関　民之輔君）　次に、１番、本吉敏子君。

〇１番（本吉敏子君）　おはようございます。１番、本吉敏子です。

今年は、例年より５日も早く梅雨入りしました。気象庁は、今年の夏にエルニーニョ現象が５年ぶりに発生し、秋にかけて続く可能性が高いと発表されました。エルニーニョとは、南米ペルー沖から東太平洋にかけての海で海水温度が高くなる現象です。日本から遠く離れていますが、ここで起きる海水温度の変化は、日本だけではなく世界中で異常気象を引き起こすため、注意を呼びかけております。

そのため、今年は日本は梅雨明けが例年より遅くなり、雨が多くて日照時間の短い冷夏になる傾向があり、冬は気温の高い暖冬になる傾向があるそうです。今、まさしく大気の不安定が続き、天気が崩れやすくなっております。そのため、各地ではゲリラ豪雨による土砂災害や自然破壊等、大きな影響を及ぼしております。また、こういうときこそ、一人一人が体調の管理、食べ物の管理、また熱中症に気をつけてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、６項目にわたって一般質問をさせていただきます。

初めに、国の補正予算について。

本年４月から消費税率５％から８％へ引き上げに伴う負担軽減策として、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために、臨時的な措置として臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金が支給されることになっております。実施主体は地方自治体であり、本町としても新たに事務事業として実施することになりますが、どちらの給付金を受けるにも申請手続が必要です。また、できるだけ早く対象者に給付金が届くよう、作業を急ぐ必要もあると考えます。

本町におきまして、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の対象人数と広報の周知や審査の方法、そして実際の給付時期など、進捗状況についてお伺いいたします。

次に、幼児教育無償化について。

幼児教育無償化は、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものです。この基本的な考えを踏まえ、環境設備と財源確保を図りつつ、まずは５歳児を対象として平成26年度から段階的に取り組むものです。平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートすることを視野に置いて、平成26年度から低所得者と、また多子世帯の負担軽減など、無償化へ向けて取り組むとともに、平成29年度末には待機児童の解消を目指すことが推進されています。本町においては、幸い待機児童はおりません。

また、幼児教育の質の向上の観点から、５歳児について幼児教育と小学校教育との円滑な接続を確保する取り組みを着実に進め、これらにより５歳児について無償化を行う、環境設備を行うことになっております。

そこで、本町におきまして平成26年度、今年度から５歳児を対象に、段階的に幼児教育の無償化に取り組んでいかれると思いますが、対象人数と金額的にはどれぐらいかかるのかをお伺いいたします。

次に、子ども医療費助成事業について。

子ども医療費助成については、何度か一般質問させていただきました。本町におきましては、平成25年４月１日より町独自の施策として、子育て家庭を支援するため、子ども医療費・通院に係る費用負担が中学３年生まで対象となりました。入院負担に関しましても中学３年生まで助成。子供さんをたくさん持つ家族より、大変助かっていますとの声をたくさんいただいております。

先日、民間の有識者で構成される日本創成会議より、2040年まで全国の約半数896自治体で、出産期にある20歳から39歳の女性が半数以下になるとの推計が発表されました。これらの896の自治体では、出生率が上がったとしても、若年女性の流出が影響して人口減少が加速し、将来的には消滅の危機にさらされるとあります。

本町におきましては、子育て支援の強化・充実に取り組むことが、人口減少の歯どめにつながっていくことになると考えております。求められているのは、自治体独自の政策・取り組みが必要になってきます。そこで、子ども医療費の助成対象を、出生から中学３年生までの対象を高校３年生までの拡充を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、子ども議会についてお伺いいたします。

平成25年６月議会の一般質問において、子ども議会の開催について質問いたしました。答弁では、児童・生徒が望むのであれば期待に応えたいとのことでしたが、具体的な実施までの概要が決まっておりません。そこで再度質問をさせていただきます。

子ども議会は、本町の将来を担う子供たちが長柄町の現状と課題について話し合い、人が生き生きと輝く町づくりに向けて具体的な提案・質問を行う中で、長柄町民として意識を高めることができると思います。例えば、小中高校生の代表が中心となって、地域の課題と子供の目線で提案し、自分たちにできることを学校の取り組みとして実施をしていただきたいと思います。子供たちが子ども議会で提案したことがその場限りで終わることなく、本町行政の取り組みとして生かしていけるような子ども議会の開催を再度提案いたしますが、考え

をお伺いいたします。

次に、小中学校における猛暑対策及び熱中症対策について。

総務省、消防庁より６月３日、５月26日から６月１日の１週間に熱中症で救急搬送された人が1,637人と発表されました。ことしの夏は気温が上昇する時期が例年よりも早いとして、熱中症に十分気をつけるように呼びかけております。前年同時期の５月27日から６月２日の230人と比べ、約７倍となりました。死者も４人に上ってしまいました。

昨年７月10日に、長柄小学校の児童８人が熱中症で病院に搬送された問題を受け、幸い大事には至らなかったものの、昨年の定例議会においても一般質問をさせていただきましたが、再度質問をさせていただきます。

昨年９月定例議会において、普通教室の全教室にエアコンの設置をしてほしいという要望に対しまして、佐川教育長より、長柄町の自然環境の中でたくましく生活していく力と、児童・生徒の体と心と健康面等を総合的に捉え、現在設置は考えていない等の答弁をいただきました。

また、ミストシャワーの設置をお願いしたいということにつきましては、各種会議で十分協議をしてまいりたいとのことでした。ミストシャワーについてもどのように進んでいるのか、進捗状況をお聞かせください。

当局のその後の暑さ対策では、校舎自体の温度を下げることに有効的であると言われています壁面の緑化も検討していきたいとのことでしたが、壁面の緑化の効果をお聞かせください。

そこで、再度質問をさせていただきますが、１、本年度の猛暑対策及び熱中症対策について、新たにどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。２、空調設備の設置を再度提案いたしますが、考えをお伺いいたします。３、ミストシャワーの設置について、壁面の緑化とあわせて検討したいとの回答でしたが、その後の対応についてお伺いいたします。

以上の３点について、当局のご見解をお伺いいたします。

最後に、特定健診の受診率向上についてお伺いいたします。

平成20年度より、特定健診・保健指導が義務づけられています。40歳から74歳を対象にして行っています。自分の体の状態を把握し、早期発見・早期治療を目的として実施しております。

本町では医師会との調整を図り、平成25年度から、従来行っていなかった土曜日における健診や歯科検診等実施されるなど、工夫しております。利便性向上のため健診バスの運行、

さらに医療機関での個別受診の充実を図るなど、広報、防災無線によるＰＲなどもして、受けやすい健診を目指しております。

本町の受診率は、平成20年度は42.5％、21年度は39.1％、22年度は42.8％、23年度は40.3％、24年度は39.8％と、おおむね40％台を推移しております。郡市内では上位の受診率であるものの、厚生労働省が定めた65％の目標には届いていない状況です。町民の皆様の意見の中には、受診の問診票など必ず送っているのですが、来ていないとか見ていないとか、またどこにいったかわからないとの声も伺いました。

そこで１点目、健診に来て待っている時間が長くてスムーズにいかないので、健診の流れをスムーズにするため、手続の簡素化等、また封筒の色をインパクトのある思い切った色にするなど、アイデアが必要だと思います。受けやすい健診を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

２点目、現在は特定健診の週間は、担当保健師はもちろん担当で任務につきますが、本町は職員がほぼ皆さんが担当を決めて各場所についております。ですが、手が足りていない様子がうかがえます。そこで保健推進員の導入を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

１回目の質問は以上で終わりにいたします。

○議長（関　民之輔君）　答弁願います。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　本吉議員の質問にお答えをいたします。

まず、１点目の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の対象人数と進捗状況について、お答えをいたします。

この４月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々及び子育て世帯の負担を下支えする観点から、暫定的・臨時的な給付措置として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給いたします。

臨時福祉給付金の対象者は、本年４月１日時点で市町村の住民基本台帳に登録され、かつ平成26年度分の市町村民税が課税されていない方であります。また、子育て世帯臨時特例給付金の対象者は、本年１月１日現在で児童手当の受給者であり、かつ平成26年度所得が児童手当の所得制限を受けない方でありますが、臨時福祉給付金の対象者である場合は除外となります。いずれも所得制限があるため、対象人数については現在調査中であります。

今後のスケジュールでございますが、今月末に対象者へ申請書を郵送する予定であります。申請の受付期間は７月１日から10月１日までで、支給期間は本年９月から来年３月までの予

定であります。

２点目の幼児教育無償化、４点目、５点目の子ども議会及び熱中症対策については、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

次に、３点目の子ども医療費助成事業について、お答えをいたします。

千葉県で実施する子ども医療費助成事業については、平成24年12月から入院医療費の助成対象が小学校３年生から中学校３年生まで拡大されましたが、通院医療費の助成対象は小学校３年生までとなっております。本町においては、県の助成に加えて、平成25年４月に小学校４年生から中学校３年生までの通院医療費についても助成の対象といたしました。

ご提案の助成対象者を高校３年生まで拡充できないかということでございますが、県内では、いすみ市と一宮町が高校３年生までを対象に、また横芝光町が高校２年生までを対象として実施しております。本町においても、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、６点目の特定健康診査の受診率向上のための提案について、お答えをいたします。

平成20年度から実施しております特定健康診査の昨年度の受診率は、速報値で37.1％と、ここ数年で40％弱で推移しており、国の定める目標値には及ばない状況にあります。こうした状況に鑑み、受診者への啓発強化とともに、他の検診との同時実施による利便性向上に努めているところであります。

そのほか、ながら号を利用しての健診バスの運行、歯科検診の対象者の拡大等、検査項目の充実にも努めてまいりました。さらに、昨年度から土曜健診の実施、今年度から２日間の予備日の設定とあわせて、未受診者への文書と電話での受診勧奨を行っております。

また、受診者の方から待ち時間が長いとのご指摘に対しましては、会場のレイアウトや受付時間の変更などの見直しを行っております。このような取り組みにより、今後とも受けやすい健診体制の工夫に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健推進員の導入のご提案について、お答えをいたします。

保健推進員は、地域と行政が連携を図りながら健康づくりを推進する目的のもと、住民の皆様が総合的な保健医療サービスが受けられるよう、地域と行政をつなぐ役割を担っています。本町では現在のところ制度はございませんが、こういった人材の活用について、先進事例などを参考に検討してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

〇議長（関　民之輔君）　答弁願います。

　教育長、佐川和弘君。

〇教育長兼教育課長（佐川和弘君）　それでは、本吉議員さんからの２点目の幼児教育無償化について、お答えをいたします。

　国では幼児教育の無償化へ向けて、平成26年度から段階的に取り組んでいる状況でありまして、幼稚園と保育所の負担の平準化を図る観点から、低所得世帯、多子世帯の保護者負担について、保育所と同様の軽減措置を行うための経費を計上しているということでございます。

　本町では国の指針に基づきまして、長柄町こども園の保育料の減免措置に関する規則をことし４月に制定しまして、短時間児の保護者負担について軽減措置を従来よりも充実させました。

　具体的な軽減内容ですが、所得に関係なく、小学校第１学年から第３学年の兄また姉を有する第二子は保育料の年間合計額から３万6,000円、第三子以降については７万2,000円を限度額として減額するものですので、第三子以降については無料ということになります。また、町民税非課税世帯には、第一子には２万円、第二子以上の就園の第二子には５万4,000円、第三子以上の就園の第三子は７万2,000円を限度額として、減免措置を講ずることとしております。

　対象者及び減免額ですが、臨時給付金、子育て臨時特例給付金同様、町民税の課税状況が判明しておりませんので、現時点では把握しておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

　続きまして、４点目の子ども議会についてお答えをいたします。

　昨年の定例会において、要望があれば期待に沿いたいと回答したところであります。子ども議会は、政治や地域に関する問題に関心を持ち、地方自治体の仕組みを体験的に理解することにより、将来の長柄町を担う児童・生徒の育成に結びつくというふうに考えております。さらに、議会制民主主義の理解を深めるとともに、実際に町の議場を学習場所として体験することは、子供たちにとってよい経験となるというふうに思っております。

　効果ある実施に向けての課題として、子供たちの意識及び学校の意向、そして準備を含めた学習時間の確保などが考えられます。よって、これらの課題の解決方法を含めて、今後学校と協議していきたいというふうに考えております。

　次に、５点目の小中学校における猛暑対策及び熱中症対策について、お答えをいたします。

最初に、本年度の猛暑対策及び熱中症対策について、新たにどのように対策を考えているのかというご質問でございますが、これまで小中学校の各教室及び体育館等への扇風機の設置、熱中症事故の予防を目的にした熱中症チェッカーの活用、エアコン設置教室の有効利用、業間等の計画的な水分補給、万が一の場合の適切な応急措置と救急車の要請ができるような体制の整備、校医との連絡等、さまざまな対策を講じてまいりました。

本年度は、ハード面での予防対策がこれまで以上の効果を上げることができるように、ソフト面での取り組みを教職員と保護者、学校関係者が一体となって進めていきたいというふうに考えております。

次に、空調設備についてですが、昨年の定例会でお答えしたとおり、長柄町の自然環境の中でたくましく生活していく力と、児童・生徒の体と心等の健康面とを総合的に捉えまして、今後の気象状況や現在取り組んでいる猛暑対策及び熱中症対策等の効果を検証しながら、空調設備の設置を判断してまいります。

なお、現段階では、空調設備の設置は考えておりません。

最後にミストシャワーの設置についてですが、昨年の定例会で、壁面の緑化とあわせて検討したい旨の回答を申し上げましたので、側面の緑化の取り組み状況からお答えをいたします。

各小中学校では、昨年度の夏の日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えるためにゴーヤや朝顔などつる性の植物を育て、窓辺や壁面にカーテンをつくりました。この緑のカーテンは楽しみながらできる猛暑対策ではありますが、経験不足のところもありまして、期待どおりの結果には結びつかなかったというふうに聞いております。昨年度の経験と反省を生かして、本年度も取り組みの意向を示している学校があるとの話を伺っております。

続いてミストシャワーについてですが、今後の気象状況によりまして、試験的な導入を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関　民之輔君）　１番、本吉君。

○１番（本吉敏子君）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、特定健診の受診率向上についてなんですが、これは要望です。今後さらに受けやすい健診を取り組んでいただけるように、また強く要望いたします。

また、近隣市町村では保健推進員ではなくて、ボランティアだとか、シルバーの方が必ず一緒にお手伝いをしてくれておりますので、また前向きなご検討をよろしくお願いいたしま

す。

次に、子ども議会について質問をさせていただきます。

答弁の中でも、子供たちの要望はなかったということで答弁だったと思いますけれども、昨年の一般質問のときにも話したと思いますが、長柄町の第４次総合計画、また町民のアンケート調査を実施して、中学生アンケート調査報告がありますが、ご存じでしょうか。その中に、まずは長柄町の住み心地や将来の姿、また学校教育について。また２点目は、あなたが町長だったら。また３点目は、町へのご意見やご要望についてということで、さまざまな意見がありました。そこで私たちは、子供たちは意見を発言する場を与えられていませんので、子ども議会を開催して、各学級、学校生活の課題について、また通学路に対してなど、大人の目線ではなく、子供たちの目線で考えることが大切ではないでしょうか。

また、子ども議会の開催が毎年恒例となっている市町村もたくさんあります。おゆみ野南中では、子供の皆さんが子ども議会で食物アレルギーについて提案して、その後に食物アレルギーなどにより発症するアナフィラキシーショックの対処法をまとめて、またリーフレットを作成し、市内中学校に配布したという、そういう事例も伺っております。

子供たちの要望がないからしないではなくて、とにかく近隣市町村では、実施までは教育長、教育委員会が主体となって、また学校との連携をとりながらと先ほどもお話があったと思いますけれども、初めは教育委員会が中心となって、そのアドバイス等をまたしていただければと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

小中学校における猛暑対策及び熱中症対策なんですけれども、現段階では空調設備の設置は考えていないというまた答弁をいただいたと思いますが、小中学校における教育環境の整備について、設備について、児童・生徒を取り巻く環境面及び安全面の課題である猛暑対策、また熱中症対策が必要だと思います。ことしも５月31日、６月１日だけで1,000人を超える人が熱中症で救急搬送されました。また、高温多湿の梅雨の時期にも起こりやすいのが熱中症です。さらに炎天下だけではなく、蒸し暑い室内での発症も増加しているということであります。教室内が蒸し風呂状態で勉強にならないようなことがないように、よろしくお願いしたいと思います。

特に日吉小学校では、昨年もお話をしたと思いますが、熱中症チェッカーで数値がどこよりも高いという結果が出ております。それはご存じだと思いますけれども、対処のほどどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

また、ミストシャワーについては今後試験的に導入の検討をしたいという答弁だったと思

いますが、ミストシャワーは電気を使わず、水道水の水圧だけで専用のノズルから霧噴射する装置でありますが、周囲の温度を下げる効果があります。

昨年、茂原市では８月11日、観測史上最高の39.9度を記録して、また市内でも熱中症による死者が発生してしまいました。そこで、熱中症対策に関する緊急要望を受けて、市内４カ所の幼稚園、また10の保育所全てにミストシャワーが設置をされております。保護者の方にも大変喜ばれ、また子供たちも大変喜んでいるということで伺っております。本町におきましても、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思いますが、教育長の思いをお伺いします。

○議長（関　民之輔君）　答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君）　それでは、本吉議員さんの質問２点、子ども議会と空調設備の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

答弁でも申し上げましたように、子ども議会の効果について否定しているわけではないと。それをどのように効果的に実施するかという部分が、やはり大きな課題だというふうに考えております。

本町のような規模の中で、代表者が何人かでやって、それで議会をして意見交換できる、それも一つの成果ではありますが、できれば１学年が40人、50人、多くてもそのくらいでございますので、例えば学習の中の一環として、授業の中に組み込んだ形で全員が傍聴も含めて参加できるような形とか、そんな形のほうが私個人としてはいいなとは思っておるのですが、そういった実施のための課題とか、そういった部分については、やはり学校のほうは非常に授業時数等も限られた中でやっておりますので、せっかくそれだけの時間をつくってやるのであれば、やはり子供たち全員にその効果が還元できるような形が望ましいんだろうとは思います。

そんなことも含めて、子ども議会そのものを否定しているわけではございませんので、先ほど答えたように、学校のほうとまた協議を重ねていきたいというようなことを申し上げたいなというふうに思っております。

それから、２点目の空調設備の観点ですが、ミストシャワーの件についてですけれども、具体的には、先ほど試験的な部分も考えておるということを申し上げましたが、実際、日吉小で今、実験しております。そんなことで、そんな効果も含めながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（関　民之輔君）　１番、本吉君。

○１番（本吉敏子君）　では、子ども議会に関しましては近隣市町村、また状況も踏まえながら参考にしていただきたいと思います。夏休みを利用したりとかということもある市町村もあるということで伺っておりますので、本当に子供たちがまたさらにそこでいろいろな体験をすることも大事だと思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

猛暑対策についてですが、日吉小学校ではそのようにということでありますので、本当に子供たちが勉強しやすい環境づくりを、しっかりと是非またこれからも続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わりです。

○議長（関　民之輔君）　以上で本吉敏子君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時５分といたします。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時０５分

○議長（関　民之輔君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第１号の上程、説明

○議長（関　民之輔君）　日程第５、報告第１号　平成25年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告がございます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　報告第１号　平成25年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

まず２款総務費では、地上デジタル放送無線共聴施設設置事業の３億2,000万円、３款民生費では、子育てシステム適用業務の324万円、７款では社会資本整備総合交付金事業の730万円及び仮称茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業の922万5,000円の４件でござい

ます。

この４件につきましては、地方自治法第213条第１項の規定により、去る３月５日の議会定例会及び３月25日の議会臨時会におきまして、繰越明許費の議決をいただいたもので、同法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書を調製し、これを報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、財政管財班長に補足説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（関　民之輔君）　補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君）　報告第１号　平成25年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、第２款総務費の地上デジタル放送無線共聴施設設置事業３億2,000万円についてですが、これはいわゆるテレビジョンの難視聴対策にかかわる事業でありますが、国の交付決定がおくれたため、年度内の工事の完成がなされなかったものでございます。

次の３款民生費、子育てシステム適用業務324万円につきましては、子ども・子育て支援新制度に対応させるためのシステムの構築費用であります。住民基本台帳システム・税システムとの連動の調整のための事業期間を確保するために繰り越ししたものでございます。

次に７款土木費、社会資本整備総合交付金事業730万円につきましては、国の平成25年度補正にかかわる事業であり、適正な事業期間を確保するための繰り越しでございます。橋梁の長寿命化修繕工事詳細設計を行うものでございます。

同７款の仮称茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業922万5,000円は、茂原市が事業実施主体であり、長柄町は年度別協定にのっとり負担金を支払うこととなっておりますが、茂原市の行う平成25年度事業の詳細設計・用地測量等が年度内に完了しなかったために繰り越しするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（関　民之輔君）　以上で報告を終わります。

◎承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　日程第６、承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　承認第１号　長柄町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第１項により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が本年３月31日に公布され、４月１日から施行されたことを受け、長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についても、３月31日に専決処分をしたものであります。

改正の内容は、地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の税率引き下げや、軽自動車税において、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を引き上げるとともに、グリーン化を進める観点から重課を行うものであります。

なお、詳細につきましては税務班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（関　民之輔君）　補足説明を求めます。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君）　それでは、長柄町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足説明をさせていただきます。

主な改正内容である５項目について申し上げます。お手元の承認第１号改正条文並びに附属資料の税条例新旧対照表をご覧ください。

まず、改正条例中段、附属資料の新旧対照表２ページをご覧ください。

第34条の４でございますが、地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の税率12.3％から9.7％に引き下げるものでございます。なお、当該引き下げ分に相当する法人税額を国税化し、地方法人税（仮称）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとされています。

本件につきましては、平成26年10月１日から施行となります。

次に、改正条例下段、新旧対照表４ページをご覧ください。

第82条でございますが、軽自動車税の法律改正に合わせ、所要の規定の整備を行うものでございます。

１点目といたしまして、原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る税率を現行の1.5倍に引き上げた上、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は2,000円とするものでございます。

２点目といたしまして、三輪及び四輪以上の軽自動車に係る税率を、自家用乗用車にあっては現行の1.5倍に、その他の区分の車両にあっては現行の1.25倍に引き上げます。

３点目といたしまして、小型特殊自動車に係る税率を、農耕用のものについては現行の1.5倍に、そのほかのものについては1.25倍に引き上げます。

本件については、平成27年４月１日から適用となりますが、軽四輪車等については、平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けるものから適用となります。

次に、改正条例２ページ中段及び新旧対照表14ページをご覧ください。

附則第10条の２でございますが、固定資産の課税標準の特例措置にわがまち特例が導入されたものであり、国が一律に定めていた内容を市町村が自主的に判断し、地方税法の定める範囲内で決定できる仕組みとなっています。

１点目といたしまして、公害防止施設や設備に係る課税標準の特例措置のうち、１項は汚水または廃液処理施設を対象としたもの、２項は大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設を対象としたもの、３項は土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設を対象としたものであります。

２点目といたしまして、４項に自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に係る課税標準の特例措置が創設されました。

本件については、平成26年４月１日より施行となります。

引き続き、附則第10条の３第９項でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正に基づき、耐震診断を義務づけられた建築物で、平成26年４月１日から平成29年３月31日までの間に一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、固定資産税の減額措置の創設がされました。

本件につきましても、平成26年４月１日から施行となります。

次に、改正条例３ページ上段、新旧対照表15ページをご覧ください。

附則第16条でございますが、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、改正後の標準税率のおおむね20％の重課税率を適用することとなります。

本件については、平成28年４月１日より施行となります。

そのほかは、関係法令の改正に伴う条項の整備でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関　民之輔君）　説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関　民之輔君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

よって、承認第１号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第２号及び承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　日程第７、承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　承認第２号　長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、承認第３号　長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件については、町職員が公金を私的使用したことで町民の皆様に混乱をもたらし、町政への信頼が損なわれてしまったことについて厳粛に受けとめ、町の特別職としての管理・監督責任についてみずからを戒めることとし、私と副町長、教育長の給料について、５月から３カ月間、給料月額の10分の１を減額するものでございます。

今後、このような事態を二度と引き起こさないよう、町民の信頼回復に向け、全職員一丸となって取り組む所存ですので、議員の皆様方にはご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（関　民之輔君）　説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

９番、大岩君。

○９番（大岩芳治君）　９番、大岩です。

ただいま町長のほうから説明がございましたけれども、行政執行部と教育委員会組織は全く別なんですけれども、どうして教育長まで減給の対象になるのか、伺いたいと思います。

○議長（関　民之輔君）　田中総務課長。

○総務課長（田中武典君）　町長、副町長、それから教育長につきましては町の特別職ということで、このお三方につきましては自らの戒めという判断に基づいて、この減給を行うものでございますので、この辺につきましては各特別職それぞれの個々の職の責任を感じて、みずからが判断したということでございますので、それにつきましては職員のように一律の規定ではございませんので、この辺はご理解をいただきたいというふうに存じます。

○議長（関　民之輔君）　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関　民之輔君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関　民之輔君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（長柄町特別職の職員の給与及び旅費

に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

よって、承認第２号は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

よって、承認第３号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　日程第８、議案第１号　長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　議案第１号　長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年３月31日に公布されたことに伴い、課税限度額の見直しと低所得者にかかわる軽減措置の拡充を行うものであります。

また、高齢化の進展等により医療給付費が増加する中で、地方税法に基づく応益応能の負担割合を遵守したバランスのよい税体系を構築するため、後期高齢者支援金及び介護納付金にかかわる税率等を改正するものであります。

詳細につきましては、税務班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関　民之輔君）　補足説明を求めます。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君）　それでは、長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

１点目といたしまして、いわゆる社会保障と税の一体改革の中で提言された事項でございます。

議案第１号改正条例及び附属資料の新旧対照表をご覧ください。新旧対照表は１ページでございます。

第２条でございますが、国民健康保険税の賦課限度額は、平成23年度に引き上げられて以来、据え置かれておりましたが、社会保険制度改革に賦課限度額の引き上げの方針が盛り込まれたことや、平成26年度は平成25年度と比べ限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであること、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の限度額超過世帯の割合にばらつきが見られることなどから、後期高齢者支援金分の賦課限度額を14万円から16万円に引き上げ、介護納付金分の賦課限度額を12万円から14万円に引き上げます。

次に、改正条例及び新旧対照表２ページから３ページをご覧ください。

第21条でございますが、低所得者に対する軽減措置の拡充であり、先ほど第２条の改正にあわせた規定の整備と、５割軽減の対象となる所得の算定において単身世帯も対象とするため、被保険者数に世帯主を含めることとなり、また、２割軽減の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗ずべき金額を35万円から45万円に引き上げることとなりました。

２点目といたしまして、国民健康保険税は医療給付金、医療給付費等の必要額から国県補助金等を差し引いた残額とされておりますが、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金及び介護納付金の拠出金は年々増加しており、その伸び率は医療費の増加を上回っております。また、その不足する財源は本来医療費を賄うべき財源で捻出しており、財政運営を圧迫していることから、地方税法に基づく応益・応能の負担割合を遵守したバランスのよい税体系を構築するため、税率等の改正を行うものでございます。

まず、改正条例並びに新旧対照表１ページと２ページをご覧ください。

第６条及び第７条の２でございますが、国民健康保険税のうち、後期高齢者医療保険への支援金分に係る所得割額の税率を100分の2.5から100分の2.6に改め、被保険者均等割額を9,000円から１万円に改めるものでございます。

次に、改正条例及び新旧対照表２ページをご覧ください。

第８条及び第９条の２でございますが、国民健康保険税のうち、介護納付金に係る所得割

額の税率を100分の1.9から100分の2.0に改め、被保険者均等割額を8,000円から9,000円に改めるものでございます。

以上の税率等の改正により、その平均増税額は世帯当たりで2,253円で、被保険者１人当たり1,299円になります。

そのほかは、条項等の整備に合わせ引用条文の変更でございます。

なお、本条例の改正については、４月30日に開催されました町国民健康保険運営協議会に諮問し、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上が改正内容であり、公布日から施行し、平成26年度分の国民健康保険税から適用となるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関　民之輔君）　説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関　民之輔君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第１号　長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　日程第９、議案第２号　平成26年度長柄町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　議案第２号　平成26年度長柄町一般会計補正予算（第１号）について、提案理由を説明申し上げます。

今回の補正額は2,748万8,000円の増額で、補正後の予算総額は35億1,748万8,000円でございます。

主な内容を申し上げますと、総務費では自治会集会施設助成事業補助金14万円の追加、民生費では、児童福祉総務費で、出生から２歳未満児への子育て家庭への支援の一環として、おむつ用にごみ袋を無償で配布するものです。この経費として20万8,000円の追加。農林水産業費では、経営体育成支援事業交付金として2,714万円の追加であります。この事業は、本年２月８日から16日までの大雪による農業施設への被害を救済するためのものであり、町内のガラスハウス、ビニールハウス全105棟に対する復旧のための補助を実施するものであります。これらの経費の充当財源といたしましては、県補助金及び繰越金を充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（関　民之輔君）　補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君）　議案第２号、一般会計補正予算につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の７ページをお開きください。まず歳出の内容から申し上げます。

２款１項９目諸費では、19節補助金14万円の追加でございます。これは大庭青年館のテラスが平成26年２月の大雪のため損傷したための修繕費の補助金でございます。

次に、３款２項１目の需用費20万8,000円の追加は、出生から２歳未満児までの子育て家庭へ、おむつ用として20リットルのごみ袋を、子供１人につき年間50枚配布するものでございます。おおむね130人ほどを見込んでおります。

次に、５款１項３目の19節補助金2,714万円の追加は、平成26年２月の大雪に伴いまして倒壊いたしました農業用ハウスの撤去と建てかえ費用の補助であります。40経営体で105棟のハウスが対象となります。

次に、歳入をご説明申し上げます。６ページをご覧ください。

15款２項４目１節農業費補助金2,092万6,000円の増額は、大雪により倒壊した農業用ハウスの撤去、建てかえのための県の補助金でございます。また、一般財源の不足分といたしま

して656万2,000円でございますが、19款１項１目１節の繰越金を充当いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関　民之輔君）　説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関　民之輔君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関　民之輔君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第２号　平成26年度長柄町一般会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　日程第10、同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君）　同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、３名の委員にて任期３年で選任しております。このうち５年６カ月にわたり委員としてご尽力いただきました清田勝利氏が４月に辞職されたことに伴い、その後任といたしまして平野和男氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

平野氏は、人格・識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任

者と存じますので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（関　民之輔君）　本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関　民之輔君）　起立全員。

よって、同意第１号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎請願第１号及び請願第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　日程第11、請願第１号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び請願第２号　「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案につきましては、紹介議員であります池座輝美君に趣旨説明を求めます。

２番、池座輝美君。

○２番（池座輝美君）　２番、池座です。

請願第１号、件名「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願です。

平成26年５月13日に受理されまして、請願者は千葉市中央区中央４－13－10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏。紹介議員は私でございます。

要旨。平成27（2015）年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

理由。貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23（2011）年度に小学校１年生の35人以下学級が実現しました。平成24（2012）年度は、新たに小学校２年生の35人以下学級編成が可能となり、各都道県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成26年６月13日提出。長柄町議会議長、関民之輔様。

請願第２号、件名「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願です。

平成26年５月13日に受理されまして、請願者は、千葉市中央区中央４－13－10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏。紹介議員は私です。

要旨。平成27（2015）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

理由。貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりをとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成27（2015）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

１、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること

２、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実施すること

３、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること

４、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること

５、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること

６、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

７、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成26年６月13日提出。長柄町議会議長、関民之輔様。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（関　民之輔君）　この請願第１号及び請願第２号は、会議規則第92条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

したがって、請願第１号及び２号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第１号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関　民之輔君）　起立全員。

したがって、請願第１号は採択することに決定しました。

請願第２号　「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関　民之輔君）　起立全員。

したがって、請願第２号は採択することに決定しました。

◎請願第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　日程第12、請願第３号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員であります池座輝美君に趣旨説明を求めます。

２番、池座輝美君。

○２番（池座輝美君）　２番、池座です。

請願第３号、件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願です。

平成26年５月19日に受理されまして、請願者、茂原市上永吉785－２、長生郡市聴覚障害者協会理事長、岡村幸男。紹介議員は私です。

要旨。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究するこ

とのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

理由。手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体形をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出いたします。

平成26年６月13日提出。長柄町議会議長、関民之輔様。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（関　民之輔君）　この請願は、会議規則第92条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

したがって、請願第３号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第３号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関　民之輔君）　起立全員。

したがって、請願第３号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（関　民之輔君）　お諮りいたします。

ただいま池座輝美君から発議案３件が提出されました。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

したがって、本発議案を日程追加することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議長（関　民之輔君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第１号及び発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　追加日程第１、発議案第１号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第２号　国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、提出者であります池座輝美君より趣旨説明を求めます。

２番、池座輝美君。

○２番（池座輝美君）　２番、池座です。

発議案第１号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年６月13日。長柄町議会議長、関民之輔様。

提出者、長柄町議会議員、池座輝美。賛成者、長柄町議会議員、神崎好功、同、大岩芳治、同、月岡清孝、同、星野一成でございます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）です。

趣旨説明は先ほど請願で読んだとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年６月13日。長柄町議会議長、関民之輔。

内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿、文部科学大臣、下村博文殿、総務大臣、新藤義孝殿でございます。

続きまして、発議案第２号　国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書です。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年６月13日。長柄町議会議長、関民之輔様。

提出者、長柄町議会議員、池座輝美。賛成者、長柄町議会議員、神崎好功、同、大岩芳治、同、月岡清孝、同、星野一成です。

国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

趣旨説明は先ほど同じく請願で読んだとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年６月13日。長柄町議会議長、関民之輔。

内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿、文部科学大臣、下村博文殿、総務大臣、新藤義孝殿。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（関　民之輔君）　本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第１号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

したがって、発議案第１号は原案のとおり採択することに決定しました。

発議案第２号　国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

したがって、発議案第２号は原案のとおり採択することに決定しました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承願います。

◎発議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関　民之輔君）　追加日程第２、発議案第３号　「手話言語法」制定を求める意見書について、提出者であります池座輝美君より趣旨説明を求めます。

２番、池座輝美君。

○２番（池座輝美君）　２番、池座です。

発議案第３号　「手話言語法」制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年６月13日。長柄町議会議長、関民之輔様。

提出者、長柄町議会議員、池座輝美。賛成者、長柄町議会議員、神崎好功、同、大岩芳治、同、月岡清孝、同、星野一成。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

趣旨内容は先ほど請願で読んだとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定のより意見書を提出する。

平成26年６月13日。長柄町議会議長、関民之輔。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（関　民之輔君）　本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

どうぞ、山根君。

○５番（山根義弘君）　この意見書（案）の上から４行目、そして５行目、「しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった」というこの文言なんですけれども、私の勉強不足かもしれませんが、この過去の歴史、これについては認識しておりません。というか、こういう文言の中でこれを認めるというのは、私には自信がありません。それが一つ。

もう一つ、この意見書の趣旨からして、この文言についてはなじまないものがあるだろうと、そしてこれを削除しても特に問題がないだろうと、そういう観点から、この文言は削除したほうがよろしいかというふうに考えることでございます。

以上です。

○議長（関　民之輔君）　これに対して、池座輝美君より答弁願います。

○２番（池座輝美君）　そのとおりでございますが、私も山根議員と同じように禁止されているというのは記憶がないんですが、皆様の意見をお聞き願えればと思います。

○議長（関　民之輔君）　では、この文言を削除することでご異議ございませんか。

〔「削除することに賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　はい。

では、賛成の方の挙手を願います。

〔「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　では、暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時１０分

再開　午後　１時３０分

○議長（関　民之輔君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま審議していただいております案件でございますけれども、一番最後、文章を削除するところだけ読みます。「しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった」、この文言を削除して承認いただける方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関　民之輔君）　起立全員でございます。

では、これを削除して承認したということでご了承を願います。

ほかにご意見ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　では、異議なしと認めます。

これより採決いたします。

発議案第３号　「手話言語法」制定を求める意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関　民之輔君）　挙手全員。

したがって、発議案第３号は原案のとおり採択することに決定しました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（関　民之輔君）　以上で、本定例会の会議に付議されました事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定により閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の決議の結果並びに会議録の整理については議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関　民之輔君）　異議なしと認めます。

したがって、本会議の決議の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年長柄町議会第２回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　１時３３分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成２６年　　月　　日

議　　　　長

署　名　議　員

署　名　議　員